



直営職場の重要性を強く訴える

業務に誇りとやり甲斐を!!
～今こそ3単組の「枠」を超えた結束を～



『第33回市労連現業連絡会総会』が、7月12日(金曜)午後6時20分頃より第2本庁舎(第1研修室)におきまして開催され、2023年度一般経過報告を 英 達矢(事務局長) から詳細な部分も含め説明を頂きました。

特に、元旦に起きた『能登半島地震』についての支援活動等に関し、現地での実態および今後の復興に向けた諸課題は多く、継続して行う活動への取り組みに対しての御理解・御協力を強く訴えたものであります。

続いて、2024年度運動方針に関して 坂下英之(事務局長代理) から“春闘”における経済の動向については「コロナ禍」における影響を脱し、ようやく改善という局面を迎え『バブル経済崩壊後の停滞期』も同時に跳ね返すような平均賃上げ率5%超えの33年ぶりとなる高水準を記録し、石川県内の情勢でも賃上げによる影響がある組合員の加重(ウエイト)平均が12,717円(4.50%)で、昨年同時期より3,295円増(1.06%)となっており、ベースアップ金額も8,000円で昨年同時期より2,665円増となる報告がされました(6/7時点)。



何よりも、経済および社会の活力となる『人への投資』をより積極的に求めるとともに、日本全体の生産性の引き上げ、成長と分配の好循環を安定(持続)的に回していく必要性が高く、これまで「物価上昇を上回る持続的な賃上げ」を基本方針に掲げて、多くの組合での成果として過去最大の大幅な『賃上げ』が実現したと言えます。

しかし、一方で現業全体を見渡せば『現業職員数の減少傾向』に歯止めが掛からずの状況が続いており、頻発する自然災害および感染症への対応等でも、住民と直結する立場の現場で活動(作業)する我々職員に対しての、容赦のない理不尽な「民間委託」の推進および「退職者不補充」等による合理化がこれまで推し進められ、人員不足だけでなく組織の高齢化が深刻な問題となりつつあるのが現状にあります。

このまま、行き過ぎた『合理化攻撃』による人員削減が進めば、住民の暮らしに必要なサービス・迅速な対応にも大きな影響を与え、社会情勢における日々の変化における多様化・複雑化していく中で、何事にも「コスト」を最優先に業務の簡略化を推し進めた政策では、今までに培ってきた現業職員の技術・技能、経験ですらも活かせる部分が無くなりつつあります。

この総会を皮切りに、市労連現業連絡会に集う3単組は継続して『組合員の生活を守る』『組合員全員が定年まで安心して働けるような環境とする』を掲げ、2024年度確定闘争においては「各職場の業務体制および業務内容の検証」を最重点課題に位置付けて、更なる「持続可能な職場体制の確保」のための、時代に沿った組織体制のあり方にも言及し、現業労働者の権利を最大限に活用した組織づくりを目指すのは勿論、3単組の「枠」を超えての強い団結力および統一行動に強化を図り、組合員全員の総意(意欲)を持った取り組みを進めていきます。



重要 Point

～ 3 単組の願いは組合員の安心と安定した職場の確保!! ～

『扶養手当』のうち配偶者分を廃止する方向で検討中!!

人事院より国家公務員の給与改定により『配偶者手当』を廃止する方向で調整が進められており、8月中にも国会と内閣に勧告(給与改定勧告)される見込みであります。

公務員の扶養手当とは、扶養親族のある職員に支給される手当で、実際に働いている公務員だけでなく、その家族も手厚くサポートしてくれるものであり、安心して働ける環境づくり＝扶養手当(民間企業で言う「家族手当」として大きな存在でありましたが、近年の「共働き世帯」の増加の実態を踏まえた配偶者の“労働参加”を後押しした形。

- ① 配偶者(事実婚の関係にある者も含む)
- ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日迄の間にある「子」および「孫」
- ③ 満60歳以上の父母および祖父母
- ④ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日迄の間にある「弟」および「妹」
- ⑤ 重度心身障害者



現在の扶養手当の支給額は、①が13,000円、②～⑤が6,500円(但し、職員に配偶者がいない場合には、そのうち1人について11,000円)で、年収130万円未満の配偶者を持つ本省の室長級以下を主な対象支給者としています。子どもは22歳になった後の年度末迄が対象となり、16歳～22歳に達する年度に関しては教育費等のタイミングも配慮され月5,000円を加算しています。但し、管理職は配偶者に関する手当が減額または不支給とされています。※ 地方公務員の場合は所属する団体(市町村等)で異なるケースもあります。

公務員の扶養手当のうち、国家公務員の扶養手当については「一般職の職員の給与に関する法律」11条1項に『扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する』という規定があり、同条2項以下で「扶養親族の要件や金額」が定められています。したがって、国会で法律を改正する必要があるため、地方公務員の扶養手当についても、国家公務員に準じて地方自治体の条例によって定められているため、今回の見直し案等で、先に述べた「配偶者に対する扶養手当を廃止」とし、捻出できる財源の規模も踏まえて、子どもに対する手当を増額する方針であり、具体的な支給額は民間企業と国家公務員の給与実態に関する調査結果に基づいた形で判断される見込みであります。

ちなみに、人事院が調査した2023年の実施時には、一般職国家公務員のうち扶養親族がいるのは約11万4,000人弱で、そのうちで配偶者を扶養する職員は約6万9,000人弱、子どもを扶養する職員は約9万人弱と言われています。



これまで何度となく騙し騙し過ごしてきた『腰の痛み』も、先日の業務中に起きた突然の痛みでギブアップ状態に陥りました。

今まで、周囲の人達の多くが悩まされ「職業病」とも位置付けられる病であることは認識していましたが、いざ自分の身に実際に起きるとは全く予想もしていなかったため、どうしていいのか?分単位で変わる症状に戸惑い、少しパニックになっていたのも事実です。

『まさか自分が...』この誤った認識で居たのも間違いなのですが、いくら腰痛予防や腰痛対策をしても「ある日突然に...」その瞬間は、誰にでも訪れるものだと感じました。

最初は、近くのクリニックを受診し「レントゲン検査」等を行うも、鎮痛剤・湿布の処方のみでコルセットによる固定で様子見状態、後日の週明けに別病院の整形外科を受診し、改めて再度「レントゲン検査」を行い診断が確定となり『急性腰痛症』で2週間の加療を要することになりました。

「腰痛症」は、ある特定の症状を指す訳ではない、様々な腰の痛みを引き起こす疾患の総称であり、特に腰の骨に負担が掛かることで神経を圧迫するケース、他にも感染や炎症、腫瘍、がん、ストレス等によって発症する腰痛も少なくないと言われています。

腰痛と言っても、腰の痛み(症状)は人によって様々なようで「腰を曲げると痛い」「疲れが出た時に痛い」「腰から脹ら脛にかけて痺れを伴う」「刺すような痛みが突然起きて動けなくなる」、場合によっては「発熱」を伴う場合もあると聞きます。自分も最初の4つが該当しました。

今回の腰痛の原因になる一般的な部分に触れ、レントゲン結果を見る限り、背骨にある骨と骨の間にクッションの役割をする椎間板の軟骨の一部(L4・L5)が潰れていて、周囲の神経を圧迫して痛み・痺れを引き起こしている「腰椎椎間板ヘルニア」の要因も濃厚であり、左足側に若干の痺れがあったのもあり、再発の可能性が非常に高い事もあり、簡単に元通りの生活を取り戻すには「時間」が必要不可欠であることを思い知ることとなりました。

背中から腰に掛けて「バキン!!」と言う感覚があったので、最初は骨が折れたのか?ぎっくり腰・大腰とか?色々と頭を過ぎりましたが、病院(医師)ですら専門医でも判断がしづらい『腰痛』という病なので、人それぞれに電気治療・注射等の方法が用いられるみたいですが、何が確実かは無いに等しいみたいです。

何より腰痛の大変さが身をもって知れたことが大きく、ベッド(寝床)から起き上がれない、パンツが履けない、靴下が履けない、トイレでお尻の後処理が困難、床に落ちたモノが拾えない、椅子に長く座って居られない、足先が冷たい、寝返りの度に痛みで目が覚める、薬で胃が痛い、食欲が無くなる、寝汗が酷い、上半身と下半身の一部しか真面に身体が洗えない、腰以外の腕・足に多くの負担(力)が掛かる、咳やクシャミが激痛として伝わる、車の運転時にも右折・左折時の体重移動で激痛が走る、独りではとても生活は困難...2週間の安静期間＝ゆっくり安らぐ時間と言うよりは、動けないストレスが重くのし掛かる苦痛の時間(期間)だったのが本音でした。

それでも、今までになく「ベットとの時間」が多くあったので、少しは「癒やし」を自分の中に取り入れられたかなあ……。【KKATO】